

しかし、登録行政庁に申請をして観光庁長の認可を受けておかねばなりません。旅行業者が消費者に不



第25回 旅行業約款の個別認可申請と標準旅行業約款

法務・コンプライアンス室
(監修 弁護士 三浦雅生)

今回は旅行業法第12条の2及び3で規定されている旅行業約款の申請について解説いたします。かなりクドイ言い回しが多くなりますが、うんざりせずにお付き合ってください…

旅行業約款とは

旅行業者が旅行者と旅行業務に関する契約を締結する場合に旅行業約款を定めなければなりません。「約款」とは反復的に行われる定型的な取引について、事業者があらかじめ定めておく契約条項のことですが、旅行業法では、旅行契約の締結の際には必ずこの「旅行業約款」を定めなければならないとしています（詳しくは第14回（2013年11月号）の解説をご覧ください）。

利と思しき約款を自由に作ってしまわないように、観光庁が目を光らせているということでしょう（法第12条の2）。

標準旅行業約款とは

ところで、皆さんの会社は、登録行政庁に自社の「旅行業約款」の認可申請をして観光庁長官の認可を得ているでしょうか。そのような話はあまり聞きません。ご存じの通り、実際は「標準旅行業約款」を自社の約款に採用することによって、これらの個別の認可申請手続き（通称「個別認可申請」）を省略しているのが一般的です。

「標準旅行業約款」は、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示するものです。旅行業者がこの「標準旅行業約款」の内容を、そのまま自社の「旅行業約款」として使う場合は、個別認可申請は不要となります。言い換えると、旅行業者が独自の「旅行業約款」の個別認可申請を行わない場合は、必然的に「標準旅行業約款」の内容がそのまま自社の「旅行業約款」として観光庁長官の認可を受けたものと見なされたことになる、というわけです（法第12条の3）。

結果として、多くの旅行業者の「旅行業約款」の内容は、「標準旅行業約款」の内容と同じものであり、そして他社の「旅行業約款」とも同じ内容である…となっているのが現状かと思われます。

なお、旅行のウェブ取引においては、サイト上に約款を掲載することが必要ですが、これを「標準旅行業約款」と銘打って表示していないでしょうか？いくら

内容が標準旅行業約款と同じだからといっても、これは貴社の「旅行業約款」と表示するように注意してください。

個別認可約款とは

取り扱う旅行商品の性質によっては、現行の「標準旅行業約款」では上手く運用できない場合があります。たとえば、海外現地発着の企画旅行です。「標準旅行業約款」では「本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する」場合を前提に取消料が規定されていますので、例えば航空会社のマイレージ会員が無料航空券を利用して旅行先の現地へのツアーに参加したい等の「日本からの出発も帰国もない海外旅行」の場合には、この約款では取消料を収受する根拠がありません。これでは困りますので、「本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する」場合に加えて、「本邦外を出発地及び到着地とする」場合でも取消料が取れるように文言を修正した旅行業約款を個別認可申請する必要があります。このような手続きを経て「標準旅行業約款」と内容が異なることになった「旅行業約款」を、「一般的に「個別認可約款」と呼び習わしています。

この海外現地発着の企画旅行の例は、当室に問い合わせをいただく機会も多いので、俗に「ランドオンリー約款」等と呼んでいます。標準旅行業約款とは異なる別の公示約款が存在するというわけではありませんのでご注意ください。あくまでも旅行業者が個別に申請して認可を得る「個別認可約款」であり、それが当該旅行業者の「旅行業約款」になるのです。（中島）